事業者向けインターネットバンキングにおける
不正払戻し被害の補償について

当金庫では、全国銀行協会による申し合わせ（事業者向けインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方）の主旨を踏まえ、お客様が事業者向けインターネットバンキングで不正払戻の被害に遭われた場合に、下記のとおり被害補償を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1.　対象となるお客様

「事業者向けインターネットバンキング」を契約されているお客さま

2.　補償開始日

平成 27 年 5 月 1 日（金）

3.　補償金額

当金庫所定の金額を限度として補償いたします。

但し、お客様の運用管理が適切でない場合や安全対策が講じられていない場合、被害の全額または一部について補償できないことがあります。

4.　補償の減額または補償対象外となる場合

①以下の安全対策が実施されていない場合

(1)推奨環境端末の利用と、OS やブラウザ等のセキュリティ対策の更新
(2)「電子証明書方式」の利用または「ワンタイムパスワード」の利用
(3)セキュリティ対策ソフトの利用と、定義ファイル等の最新化
(4)各種パスワードを定期的に変更するなど、適切な運用管理

②不正払戻しが発生した日から 30 日以内に当行に届出がなかった場合

③お客様の配偶者、二等親内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人、従業員によって行われた場合

④お客様が警察への被害届を出されない、補償に必要な書類等を提出されない、または被害調査の協力をされない場合

枚方信用金庫